

各 位

管理会社名	日興アセットマネジメント株式会社
代表者名	代表取締役社長 柴田拓美
問合せ先	E T F 開発部 今井幸英 (TEL. 03-6447-6581)

投資信託約款の一部変更に関するお知らせ

当社は、別紙に記載のE T Fにおける各投資信託約款の変更に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の内容およびその理由

対象E T Fについて、以下の通り、各信託約款の一部に所要の変更を行ないます。

<約款変更の内容>

①信託金限度額の変更

対象E T Fにつきまして、つみたてN I S Aの対象商品に係る登録要件に適合させるために行なう投資対象とする投資信託証券の変更*に伴い、実質的に運用を行なうマザーファンドの水準に合わせるため、信託金限度額を5兆円から1兆円へ引き下げる約款変更を実施いたします。

(※詳細は、当社HP (<http://www.nikkoam.com/>) に掲載しております平成30年7月6日付の電子公告をご覧ください。)

②購入時（取得時）における申込単位の変更

対象E T Fにつきまして、受益者の利便性向上を図るため、購入時（取得時）における申込単位を引き下げる約款変更を実施いたします。

③換金時（一部解約時）における申込単位の変更

対象E T Fにつきまして、受益者の利便性向上を図るため、換金時（一部解約時）における申込単位を引き下げる約款変更を実施いたします。

④集中投資規制対応

対象E T Fにつきまして、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2に定める信用リスクを適正に管理する方法として、一般社団法人投資信託協会規則に従って委託会社が合理的な方法を定めるべく、信託約款の一部に所要の変更を行ないます。

※対象E T Fおよび各約款変更の新旧対照表につきましては、次頁以降をご参照ください。

2. 日程

内閣総理大臣への届出日 : 2018年9月25日
 変更日 : 下表参照

3. 変更に関する異議を述べることが出来る期間及びその方法

今回の約款変更は当該投資信託の商品としての基本的な性格には何ら影響を与えるものではなく、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する「その変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるもの」には該当しないため、書面決議等の対応は行ないません。

●対象となるETF銘柄と変更内容の一覧

銘柄コード	ファンド名	変更日	① 信託金限度額	② 取得単位	③ 一部解約単位	④ 集中投資規制
1547	上場インデックスファンド 米国株式(S&P500)	2018年9月26日	●	●	●	●
1554	上場インデックスファンド 世界株式(MSCI ACWI) 除く日本	2018年9月26日	●	●	●	●
1481	上場インデックスファンド 日本経済貢献株	2018年10月6日		●	●	
1490	上場インデックスファンド MSCI日本株高配当低ボラティリティ(β ヘッジ)	2018年10月6日		●	●	
1592	上場インデックスファンド JPX日経インデックス400	2018年10月6日		●	●	
1578	上場インデックスファンド 日経225(ミニ)	2018年10月6日		●	●	●
1586	上場インデックスファンド TOPIX Ex-Financials	2018年10月6日		●	●	●
1345	上場インデックスファンド Jリート(東証REIT指数)隔月分配型	2018年10月6日				●
1698	上場インデックスファンド 日本高配当(東証配当フォーカス100)	2018年10月6日				●
1555	上場インデックスファンド 豪州リート(S&P/ASX200 A-REIT)	2018年10月11日		●	●	●
1358	上場インデックスファンド 日経レバレッジ指数	2018年10月11日				●
1566	上場インデックスファンド 新興国債券	2018年10月11日				●
1677	上場インデックスファンド 海外債券(FTSE WGBI) 毎月分配型	2018年10月11日				●
1322	上場インデックスファンド 中国A株(パンダ)CSI300	2018年10月20日				●

(別紙1) 各投資信託約款の新旧対照表

追加型証券投資信託 上場インデックスファンド米国株式 (S&P500) 約款

第3条
第13条
第21条
第40条

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(信託の目的、金額および追加信託の限度額) 第3条 ① (略)</p> <p>②委託者は、受託者と合意の上、<u>金1兆円</u>を限度として信託金を追加することができます。</p> <p>③ (略)</p>	<p>(信託の目的、金額および追加信託の限度額) 第3条 ① (同 左)</p> <p>②委託者は、受託者と合意の上、<u>金5兆円</u>を限度として信託金を追加することができます。</p> <p>③ (同 左)</p>
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①委託者の指定する第一種金融商品取引業者 (委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)は、第7条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、<u>2,000口以上で委託者の指定する第一種金融商品取引業者が定める単位</u>をもって取得の申込を取り扱うことができるものとします。</p> <p>②～⑥ (略)</p>	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①委託者の指定する第一種金融商品取引業者 (委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)は、第7条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、<u>5万口以上で委託者の指定する第一種金融商品取引業者が定める単位</u>をもって取得の申込を取り扱うことができるものとします。</p> <p>②～⑥ (同 左)</p>
<p>(運用の基本方針) 第21条 ①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。 1.～10. (略) <u>11. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</u></p>	<p>(運用の基本方針) 第21条 ①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。 1.～10. (同 左)</p>
<p>(一部解約) 第40条 ①受益者は、自己に帰属する受益権につき、<u>2,000口単位</u>をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>②～⑧ (略)</p>	<p>(一部解約) 第40条 ①受益者は、自己に帰属する受益権につき、<u>5万口単位</u>をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>②～⑧ (同 左)</p>

約款の新旧対照表

新	旧
<p>(信託の目的、金額および追加信託の限度額)</p> <p>第3条</p> <p>① (略)</p> <p>②委託者は、受託者と合意の上、<u>金1兆円</u>を限度として信託金を追加することができます。</p> <p>③ (略)</p>	<p>(信託の目的、金額および追加信託の限度額)</p> <p>第3条</p> <p>① (同 左)</p> <p>②委託者は、受託者と合意の上、<u>金5兆円</u>を限度として信託金を追加することができます。</p> <p>③ (同 左)</p>
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)</p> <p>第13条</p> <p>①委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）は、第7条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、<u>2,000口以上で委託者の指定する第一種金融商品取引業者が定める単位</u>をもって取得の申込を取り扱うことができるものとします。</p> <p>②～⑥ (略)</p>	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)</p> <p>第13条</p> <p>①委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）は、第7条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、<u>10万口以上で委託者の指定する第一種金融商品取引業者が定める単位</u>をもって取得の申込を取り扱うことができるものとします。</p> <p>②～⑥ (同 左)</p>
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1. ～10. (略)</p> <p>11. <u>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</u></p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1. ～10. (同 左)</p>
<p>(一部解約)</p> <p>第40条</p> <p>①受益者は、自己に帰属する受益権につき、<u>2,000口単位</u>をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>②～⑧ (略)</p>	<p>(一部解約)</p> <p>第40条</p> <p>①受益者は、自己に帰属する受益権につき、<u>10万口単位</u>をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>②～⑧ (同 左)</p>

約款の新旧対照表

新	旧
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)</p> <p>第13条</p> <p>①委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、<u>1,000口以上で委託者の指定する第一種金融商品取引業者が定める単位</u>をもって取得の申込を取り扱うことができるものとします。</p> <p>②～⑥（略）</p>	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)</p> <p>第13条</p> <p>①委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、<u>1万口以上で委託者の指定する第一種金融商品取引業者が定める単位</u>をもって取得の申込を取り扱うことができるものとします。</p> <p>②～⑥（同 左）</p>
<p>(一部解約)</p> <p>第50条</p> <p>①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に<u>1,000口以上1口単位</u>をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>②～⑧（略）</p>	<p>(一部解約)</p> <p>第50条</p> <p>①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に<u>1万口以上1口単位</u>をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>②～⑧（同 左）</p>

約款の新旧対照表

新	旧
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)</p> <p>第13条</p> <p>①委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、<u>100口以上で委託者の指定する第一種金融商品取引業者が定める単位</u>をもって取得の申込を取り扱うことができるものとします。</p> <p>②～⑥（略）</p>	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)</p> <p>第13条</p> <p>①委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、<u>1,000口以上で委託者の指定する第一種金融商品取引業者が定める単位</u>をもって取得の申込を取り扱うことができるものとします。</p> <p>②～⑥（同 左）</p>
<p>(一部解約)</p> <p>第50条</p> <p>①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に<u>100口以上1口単位</u>をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>②～⑧（略）</p>	<p>(一部解約)</p> <p>第50条</p> <p>①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に<u>1,000口以上1口単位</u>をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>②～⑧（同 左）</p>

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)</p> <p>第13条</p> <p>①委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、<u>1,000口以上</u>で委託者の指定する第一種金融商品取引業者が定める単位をもって取得の申込を取り扱うことができるものとします。</p> <p>②～⑥（略）</p>	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)</p> <p>第13条</p> <p>①委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、<u>1万口以上</u>で委託者の指定する第一種金融商品取引業者が定める単位をもって取得の申込を取り扱うことができるものとします。</p> <p>②～⑥（同 左）</p>
<p>(一部解約)</p> <p>第49条</p> <p>①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に<u>1,000口以上1口単位</u>をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>②～⑧（略）</p>	<p>(一部解約)</p> <p>第49条</p> <p>①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に<u>1万口以上1口単位</u>をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>②～⑧（同 左）</p>

約款の新旧対照表

新	旧
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)</p> <p>第13条</p> <p>①委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、<u>1,000口以上で委託者の指定する第一種金融商品取引業者が定める単位</u>をもって取得の申込を取り扱うことができるものとします。</p> <p>②～⑥（略）</p>	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)</p> <p>第13条</p> <p>①委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、<u>1万口以上で委託者の指定する第一種金融商品取引業者が定める単位</u>をもって取得の申込を取り扱うことができるものとします。</p> <p>②～⑥（同 左）</p>
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1.～6.（略）</p> <p>7.<u>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</u></p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1.～6.（同 左）</p>
<p>(一部解約)</p> <p>第49条</p> <p>①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に<u>1,000口以上1口単位</u>をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>②～⑧（略）</p>	<p>(一部解約)</p> <p>第49条</p> <p>①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に<u>1万口以上1口単位</u>をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>②～⑧（同 左）</p>

約款の新旧対照表

新	旧
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)</p> <p>第13条</p> <p>①委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、<u>1,000口以上で委託者の指定する第一種金融商品取引業者が定める単位</u>をもって取得の申込を取り扱うことができるものとします。</p> <p>②～⑥（略）</p>	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)</p> <p>第13条</p> <p>①委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、<u>1万口以上で委託者の指定する第一種金融商品取引業者が定める単位</u>をもって取得の申込を取り扱うことができるものとします。</p> <p>②～⑥（同 左）</p>
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1.～7.（略）</p> <p>8. <u>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</u></p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1.～7.（同 左）</p>
<p>(一部解約)</p> <p>第49条</p> <p>①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に<u>1,000口以上1口単位</u>をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>②～⑧（略）</p>	<p>(一部解約)</p> <p>第49条</p> <p>①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に<u>1万口以上1口単位</u>をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>②～⑧（同 左）</p>

約款の新旧対照表

新	旧
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1. ～6. (略)</p> <p>7. <u>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</u></p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1. ～6. (同 左)</p>

約款の新旧対照表

新	旧
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1. ～8. (略)</p> <p>9. <u>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</u></p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1. ～8. (同 左)</p>

約款の新旧対照表

新	旧
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)</p> <p>第13条</p> <p>①委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）は、第7条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、<u>1万口以上で委託者の指定する第一種金融商品取引業者が定める単位</u>をもって取得の申込を取り扱うことができるものとします。</p> <p>②～⑥（略）</p>	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)</p> <p>第13条</p> <p>①委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）は、第7条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、<u>10万口以上で委託者の指定する第一種金融商品取引業者が定める単位</u>をもって取得の申込を取り扱うことができるものとします。</p> <p>②～⑥（同 左）</p>
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1.～9.（略）</p> <p>10. <u>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</u></p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1.～9.（同 左）</p>
<p>(一部解約)</p> <p>第40条</p> <p>①受益者は、自己に帰属する受益権につき、<u>1万口単位</u>をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>②～⑧（略）</p>	<p>(一部解約)</p> <p>第40条</p> <p>①受益者は、自己に帰属する受益権につき、<u>10万口単位</u>をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>②～⑧（同 左）</p>

約款の新旧対照表

新	旧
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1.～6. (略)</p> <p><u>7. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</u></p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1.～6. (同 左)</p>

約款の新旧対照表

新	旧
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1.～9. (略)</p> <p><u>10. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</u></p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1.～9. (同 左)</p>

約款の新旧対照表

新	旧
<p>(運用の基本方針) 第20条 ①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。 1.～9. (略) <u>10. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</u></p>	<p>(運用の基本方針) 第20条 ①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。 1.～9. (同 左)</p>

約款の新旧対照表

新	旧
<p>(運用の基本方針) 第20条 ①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。 1.～6. (略) 7. 有価証券先物取引等の<u>デリバティブ取引</u>の指図ならびに有価証券の貸付および空売りの指図は行ないません。 8.～9. (略) <u>10. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</u></p>	<p>(運用の基本方針) 第20条 ①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。 1.～6. (同 左) 7. 有価証券先物取引等の<u>派生商品取引</u>の指図ならびに有価証券の貸付および空売りの指図は行ないません。 8.～9. (同 左)</p>